

シンガポールにおける問題点と要望

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9 輸出入規制・関税・通関規制	日機輸	(1)	輸出管理該非判定情報取得の煩雑	・同じワッセナー等のリストを使いつつ、微妙に適用方法や適用時期が国ごとに異なる。よって国境を越えるたびに新たな該非判定情報が必要となるというのが負担。	・国をまたがる、ワッセナー基準での該非判定情報の整備。 (例えば、CISTECのグローバル版)	
	JEITA	(2)	輸出貿易管理リスト規制の相異	・シンガポールのSecurity Trade Controlのリスト品目の該非基準が、日米やヨーロッパと多少異なる。そのため、日本から非該当として輸出した品目であっても、シンガポールから輸出する際には該当となることがある(その逆のケースもある)。その結果、シンガポールで独自に該非判定作業が必要となる。こうした手間を回避するため、Security Trade Controlに該当する恐れのある製品は、シンガポールからの輸出が生じない物流ルートを利用している。物流ハブとして高い機能を有するシンガポールが使えないのは、商物流網構築の足かせとなる。	・Security Trade Controlの国際基準への統一化。	
	日機輸	(3)	輸入関税分類HSコード解釈の相違	・中国当局と同一製品のHSコードに関して見解が異なっているものがあり、実務上困っている。 (継続)	・HSコードの統一。	・ http://fta.mofcom.gov.cn/topic/ensingapore.shtml
	日機輸	(4)	FTA原産地証明の通関手続の煩雑	・FTA締結国(韓国)向け輸出のFTAの原産地証明にかかる税関手続きが複雑で遅れが出ている。 (継続)	・手続きの迅速化。	・Refer to Singapore Customs website at http://www.customs.gov.sg
	日機輸	(5)	TPP先行きの不透明	・米国の離脱により、TPPの先行きは不透明となった。サービスを含めた商流へのシンガポールが受けるはずだった恩恵が無くなる。	・シンガポールはRCEPなど他の経済連携協定への模索を更に図るべき。	
	日機輸	(6)	戦略商品の5日前輸出申請義務	・戦略商品の輸出(トランジット含む)に際して5実働日前までの承認申請が求められている。	・承認申請の提出期限の緩和(5実働日)。	・Strategic Goods (Control) Act or SGCA http://www.customs.gov.sg/businesses/strategic-goods-control/permit-and-registration-requirements/individual-permit-export-transit-and-transit
16 雇用	日機輸	(1)	シンガポール人優先雇用政策	・FCF (Fair Consideration Framework) 規制により熟練外国人労働者の雇いが困難かつコスト増。 (継続)	・製造業に対しFCF適用を緩和する。	・ http://www.mom.gov.sg/employment-practice/fair-consideration-framework.aspx
	日機輸	(2)	外国人労働者の雇用規制・入国管理の強化	・シンガポール政府は特に外国人の「専門家」の入国を優遇しているが、外国人労働者の入国については厳格化している。シンガポールにおける生産拠点は熟練労働者の確保が困難になりつつある。 (継続)	・製造業の企業がマレーシアや中国に限らず、ミャンマーやインドからの労働者を雇用することを許容すること。 ・各企業の雇用環境に基づき、外国人労働者への徴税を軽減する。	・Refer to Ministry of Manpower at http://www.mom.gov.sg

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
16	日機輸			・シンガポールの若者は製造業での従事を好まず、年配労働者も減少している。そのため外国人労働者に頼らざるを得ないが政府の外国人労働者規制によりコストアップとなっている。労働者の高齢化と外国人労働者に対する規制のため、労働力の不足は深刻化している。 (内容、要望ともに追加)	・シンガポール人が製造業やエンジニアリングに魅力を感じるような労働施策。	・ http://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/work-permit-for-foreign-worker	
	日機輸			・シンガポール政府は外国人労働者への規制を強めており、熟練労働者の不足が深刻。結果として企業の人件費の負担も肥大化している。 (継続)	・外国人労働者の雇用規制の弾力化。		
	日機輸			・FCF(Fair Consideration Framework)の導入により、本社員をシンガポールに駐在させる際の手続きやVISA取得に要する時間が増加する可能性がある。 (継続)	・本社員の派遣(企業内転勤)については、人材バンクによる求人て集まった人材での代替は困難であり、FCFの対象外として欲しい。	・Fair Consideration Framework	
	日機輸	(3)	外国人労働者の国籍の限定	・製造分野における外国人労働者は中国、香港、マカオ、台湾、韓国、マレーシアに限定されているが、これらの国からの労働者のコストは現地の労働者より高い。 (継続)	・製造業の企業に対し、タイ、インド、ミャンマー、フィリピン、インドネシア、バングラデシュからのより安い労働力の利用を許容すること。		
	日機輸	(4)	帯同配偶者のビザの申請手の煩雑	・家族帯同時、配偶者のビザ申請用に卒業証明書が求められる場合がある。 (継続)	・帯同家族のビザなので本人のビザをもとに発行頂く事をして頂きたい。		
17	知的財産制度運用	日機輸	(1)	不明確な第一国特許出願義務の法令規定	・現地開発ニーズが高まる新興国において、当該国における第一国出願義務が法令で規定されている国が依然として多いが、その法令が明確でないため、有効な知的財産権の確保が困難な場合がある。また、多数国間にまたがる研究開発活動が必要とされる今日、複数国での第一国出願義務が抵触するリスクが懸念される。 (継続)	・第一国出願義務の緩和撤廃、又は法令条文の明確な規定をお願いしたい。 ・多数国間での取り決めなどにより、国を跨る研究開発への第一国出願義務の適用緩和などを推進していただきたい。	
22	環境問題・廃棄物処理問題	JEITA	(1)	ヘイズ(煙害)被害の深刻化	・インドネシアによる焼き畑等が原因となり、シンガポールまで煙が流れてくることで生じるヘイズ(煙害)であるが、酷いときは息苦しさや眩暈、喘息を催すケースもあり、深刻な環境問題を引き起こしている。幸い、昨年は風向きのおかげでヘイズの状況は一昨年よりもマシであったが、根本的な解決はされていない。 (変更)	・インドネシア政府との折衝。 ・環境問題に対する真摯な対応を求めてもらいたい。	
		日機輸	(2)	シンガポールRoHS規制の具体的内容が不明	・2015年のTBT通報後、2016年6月1日に法改正としてシンガポールのRoHS規制が公布された。しかし改正対象の本体である環境保護管理法には、具体的執行方法が規定されておらず、具体的な順守方法が不明。 (内容、要望ともに変更)	・当局がガイドラインを発行する予定と聞いているが、既に試行の4ヶ月前になっている。早期に発行するか、さもなければ施行の延期を検討いただきたい。	・S 263/2016 Environmental Protection and Management Act (CHAPTER 94A) Environmental Protection and Management Act (Amendment of Second Schedule) Order 2016